



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・2件（村づくり計画課）…………… 1

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課）…………… 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 4

### 正 誤

- 平成22年10月19日付け公報定期第3896号中訂正…………… 4

## 告 示

### 沖縄県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市石川東山土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	石川善秀	うるま市石川曙一丁目9番11号
理事	伊波夕エ子	うるま市石川二丁目19番7号
理事	伊波康德	うるま市石川一丁目24番38号
理事	奥原宗時	うるま市石川東山一丁目5番地の9
理事	西原武雄	浦添市伊祖三丁目44番6号
監事	伊波淳	うるま市石川1891番地の2
監事	佐次田安子	うるま市石川二丁目31番24号

任期 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	石川善秀	うるま市石川曙一丁目9番11号
理事	伊波夕エ子	うるま市石川二丁目19番7号
理事	伊波康德	うるま市石川一丁目24番38号

理事	奥原宗時	うるま市石川東山一丁目5番地の9
理事	比嘉憲次	うるま市石川3274番地の4
監事	伊波淳	うるま市石川1891番地の2
監事	佐次田安子	うるま市石川二丁目31番24号

### 沖縄県告示第256号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり竹富町土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4月19日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	西大舩高旬	竹富町字南風見201番地の152
理事	勝連隆生	竹富町字波照間3029番地
理事	小橋川隆一	竹富町字南風見508番地の26
理事	平良章	竹富町字南風見仲29番地の27
理事	慶田本長正	竹富町字南風見仲36番地の16
理事	津嘉山彦	竹富町字上原397番地の1
理事	池村英勝	竹富町字上原10番地の158
理事	大嶺健	竹富町字波照間733番地
理事	崎山真純	竹富町字波照間5243番地
理事	前盛勝市	竹富町字波照間614番地
理事	新川登	竹富町字波照間2866番地
理事	川満栄長	竹富町字上原10番地の448
監事	新城永佑	竹富町字波照間5736番地
監事	横目英三	竹富町字南風見201番地の141
監事	富里保雄	竹富町字上原575番地

任期 平成23年 3月29日から平成27年 3月28日まで

#### 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	西大舩高旬	竹富町字南風見201番地の152
理事	勝連隆生	竹富町字波照間3029番地
理事	平良章	竹富町字南風見仲29番地の27
理事	慶田本長正	竹富町字南風見仲36番地の16

理事	津嘉山彦	竹富町字上原397番地の1
理事	池村英勝	竹富町字上原10番地の158
理事	大嶺健	竹富町字波照間733番地
理事	崎山真純	竹富町字波照間5243番地
理事	川満栄長	竹富町字上原10番地の448
理事	友利一雄	竹富町字南風見508番地の18
理事	貝盛中	竹富町字波照間121番地
理事	稲福清徳	竹富町字波照間2739番地
監事	新城永佑	竹富町字波照間5736番地
監事	横目英三	竹富町字南風見201番地の141
監事	富里保雄	竹富町字上原575番地

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成23年5月30日まで縦覧に供する。

平成23年4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年3月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東村観光推進協議会
- 3 代表者の氏名 港川實登
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡東村字慶佐次54番地の1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、東村の地域資源である豊かな自然、生活文化、地域産業等の情報を提供すると共に、本村を訪れる県内外からの観光客や一般住民に広く紹介し、地域社会に貢献できる活動をする。事業実施については地域の人材を活用し広く住民が参加する地域一体型の村づくりを推進し、もって、地域の総合振興発展並びに観光振興と経済の活性化を図り、むらづくりの推進に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 処分をした年月日 平成23年3月28日
- 2 商号名 株式会社津波古組
- 3 代表者名 津波古正史
- 4 所在地 那覇市字仲井真312番地
- 5 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第3879号、沖縄県知事 許可（般-19）第3879号
- 6 処分の内容 建設業の許可の取消し
- 7 処分の原因となった事実 営業所の所在地が確知できないため、建設業法第29条の2第1項の規定により公告したが、期間内に所在地の申出がなかった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・4・68号我如古線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 4・4・3号いこいの市民パーク
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、石垣市から送付のあった石垣都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4月19日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 用途地域（国道390号バイパス沿道地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

**正 誤**

平成22年10月19日付け公報定期第3896号掲載の「公有水面埋立免許の出願の要領（沖縄県告示第530号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
2	上から15	名護市字仲尾次	名護市字仲尾

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---